（都道府県に係る特例）

第二条　前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第七条第一項の規定の適用については、これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　下村　博文
農林水産大臣　林　芳正
国土交通大臣　太田　昭宏

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令及び東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年三月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第六十二号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令及び東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第百十条第一項、第百十一条、第百十二条第一項、第百十七条第一項、第百十八条第一項、第百二十条、第百二十一条第一項、第百二十二条第一項、第百二十三条第一項、第百二十四条及び第百二十六条第一項、特定農産加工業経営改善臨時措置法（平成元年法律第六十五号）第五条第二項、食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）第六条第二項、獣医療法（平成四年法律第四十六号）第十五条第二項、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成十年法律第五十九号）第十条第二項並びに家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成十一年法律第百十二号）第十一条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令の一部改正）

第一条　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項、第三条第二項、第四条第二項、第九条第二項、第十条第二項、第十二条第二項、第十三条第二項、第十四条第二項、第十五条第二項、第十六条第二項及び第十八条第二項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

（東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部改正）

第二条　東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令（平成二十三年政令第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第七条中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年六月三十日」に改める。

第八条及び第九条中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

第十条中「平成二十五年三月三十一日」を「同法の廃止の日の前日」に改める。

第十一条中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

農林水産大臣　林　芳正
内閣総理大臣　安倍　晋三

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年三月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第六十三号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第百二十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令（平成二十三年政令第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「平成二十五年三月三十一日」を「次の各号に掲げる同項に規定する債務の保証の区分に応じ、当該各号に定める日」に改め、同条に次の各号を加える。

一　法第百二十八条第一項第一号に掲げる者及び同項第三号に掲げる者（その直接又は間接の構成員のうちに同項第一号に掲げる者を含むものに限る。）に係るもの　平成二十六年三月三十一日

二　法第百二十八条第一項第二号に掲げる者及び同項第三号に掲げる者（前号に規定するものを除く。）に係るもの　平成二十五年三月三十一日

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

経済産業大臣　茂木　敏充
内閣総理大臣　安倍　晋三

株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年三月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三